（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第三条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（略）	（略）
第三項第一号（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十条第十一項第一号（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第四項第一号（第六十二条第六項（第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百五条第四項において準用する場合を含む。）、第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第八十四条の三第五項第一号並びに第百五条第三項において準用する第五十八条の三第一項及び第二項	第三項第一号（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十条第十一項第一号（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第四項第一号（第六十二条第六項（第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百五条第四項において準用する場合を含む。）、第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）及び第八十四条の三第五項第一号
（略）	（略）
（有価証券等と共済契約との誤認防止） **第五十一条**　（略） ２・３　（略） ４　前項の場合において、第一項の共済事業実施組合は、前項の規定による提示の内容を当該組合のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、農林中央金庫が当該掲示の内容を農林中央金庫のウェブサイトに掲載している場合には、この限りでない。	（有価証券等と共済契約との誤認防止） **第五十一条**　（略） ２・３　（略） （新設）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十六号

漁港水面施設運営権登録令（令和五年政令第三百二十八号）第六十七条第八項及び第六十八条の規定に基づき、漁港水面施設運営権登録令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

漁港水面施設運営権登録令施行規則の一部を改正する省令

漁港水面施設運営権登録令施行規則（令和五年農林水産省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。